

レンタサイクル 利用規約

2021年8月5日

本規約は、レンタサイクルを利用するお客様に対して適用されるものとします。なお、この規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

(目的)

第1条 河内長野市商工会60周年記念事業で寄贈されたe-bikeを、広くレンタルすることにより、奥河内の魅力を発信し、奥河内の地域経済の発展に寄与することを目的とします。

(利用資格)

第2条 レンタサイクルは、次の各号の全部に適合するお客様のみ、利用することができます。

- (1) 本規約およびその他の交通規則等を守ることができる方。
- (2) 店舗からの連絡が可能な電話番号を所有している方。
- (3) 貸出日に身分証明書を携帯しており、店舗スタッフに提示することができる方。
- (4) スポーツサイクルの利用に耐えうる健康状態の方。
- (5) 酒気を帯びていない方。
- (6) 暴力団関係者でない方。
- (7) 感染症、その他、他人に伝染および感染する恐れのある疫病のない方。
- (8) 18歳未満の場合、貸出期間中、親権者または18歳以上の方（以下「保護者」といいます）が同伴できる方。なおこの場合、利用申込に際し、保護者の自筆署名と、保護者の身分証明書の提示が必要となります。保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- (9) 過去にレンタサイクル費用の滞納がない方。
- (10) その他、店舗が利用に適すと判断した方。

(予約)

第3条 予約方法及び留意事項は、次のとおりとします。

- (1) お客様は、貸出希望日の前々日の23時59分までにWeb申し込み、もしくは前日営業日の17時までに店舗へ電話することで、事前予約を行うことができます。
- (2) 電話予約の際は、代表者の氏名、住所、電話番号、貸出希望日時及び利用台数をお伝えください。
- (3) 貸出状況によって、貸出しできない場合があります。
- (4) 予約なしでも、当日の貸出しは可能です。ただし、事前予約のお客様を優先させていただきます。
- (5) 貸出日当日、予約時間に遅れそうな場合は、予約時間になる前に店舗まで電話連絡をしてください。
- (6) 貸出自転車の適応身長に合わない場合は貸出をお断りします。

(予約の変更)

第4条 お客様は、予めご店舗へ連絡し承諾を受けることで、予約を変更することができます。

(予約のキャンセル)

第5条 キャンセルの方法及びキャンセル料は、次のとおりとします。

- (1) お客様は、貸出希望日の前日17時までに店舗へ電話をすることで、予約をキャンセルすることができます。
- (2) 事前の連絡がなく、予約時間から1時間が経過した場合、自動キャンセルとなります。
- (3) 当日のキャンセルは、レンタル料金の100%を請求いたします。
- (4) 悪天候によるキャンセルは、キャンセル料金は発生しません。

(利用申込手続き)

第6条 利用申込の手続きは、次のとおりとします。

- (1) レンタサイクル申込書に所定事項を記入します。

- (2) レンタサイクル申込書と身分証明書を、店舗スタッフに渡します。なお、店舗スタッフは、身分証明書の確認を行い、場合によっては、番号を控えさせていただきます。
- (3) 貸出料金の精算を行います。貸出料金は、原則として前払いで精算するものとします。
- (4) 店舗スタッフから、自転車の説明を行います。
- (5) 店舗スタッフは、お客様に合わせて自転車を調整します。
- (6) 店舗スタッフは、お客様に貸出商品をお渡しします。

(自転車等の返却)

第7条 お客様は、自転車を返却予定時間までに店舗に返却してください。

- 2 自転車及び付属品は、貸出したときと同じ状態で返却してください。異常または故障があった場合は、速やかに店舗スタッフにお伝えください。

(貸渡契約の成立)

第8条 自転車及び付属品の貸渡契約は、店舗が貸出料金を受け取り、お客様に自転車及び付属品を渡したときに成立します。

- 2 事故盗難その他、店舗の責によらない事由により、お客様が予約した自転車及び付属品を貸し出すことができない場合には、店舗はお客様からの予約への承諾を取り消すことができるものとします。

(利用申込の無効)

第9条 店舗は、お客様が貸出期間中に次の各号に該当したときは、何らの通知をすることなくお客様からの申込を無効とし、直ちに自転車及び付属品の返還を請求することができるものとします。この場合、第6条で店舗が受け取った貸出料金は一切返納いたしません。

- (1) 本利用規約に反する行為を行ったとき。
- (2) お客様の責に帰する事由により事故を起こしたとき。

(貸出期間超過)

第10条 返却予定時間を過ぎそうな場合、速やかに店舗まで連絡してください。

- 2 貸出期間を超過して返却した場合、お客様は別途定める超過料金を支払うものとします。
- 3 返却遅延により次の申込者が使用できない等、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
- 4 返却予定時間を経過しても、お客様からの連絡がなく返却がない場合は、電話等で確認させていただく場合があります。なお、ご連絡をしない場合であっても、本規約に従い、追加料金は発生します。

(故障・破損)

第11条 自転車及び付属品について、パンク、故障または破損した場合は、直ちに運転を中止し、店舗まで連絡してください。

- 2 お客様の責に帰すべき事由により、自転車及び付属品を故障または破損した場合、損害金額をお客様に請求する場合があります。

(盗難・紛失)

第12条 盗難または紛失があった場合、速やかに店舗まで連絡してください。

- 2 お客様の責に帰すべき事由により、自転車及び付属品を盗難または紛失した場合、損害金額をお客様に請求する場合があります。

(事故)

第13条 貸出期間中に事故にあった場合、速やかに店舗まで連絡してください。

- 2 必要な場合は、警察に連絡する等、法令で定められた処置をお客様自身でとってください。
- 3 お客様の責に帰すべき事由により、店舗または第三者に損害を与えた場合、お客様はこれを賠償するものとします。
- 4 事故起因による自転車及び付属品の故障等でお客様や第三者に損害が発生したとしても、店舗は一切の責任を負いません。

- 5 事故についての示談等が必要な場合には、お客様自らの責任で行っていただきます。店舗は、事故についての一切の責任を負いません。
- 6 当自転車は、TS マークに加入しております。TS マークには、傷害保険賠償責任保険が付帯していますが、保険適用範囲に限りがあります。

(禁止行為)

第 16 条 お客様は、貸出期間中、レンタサイクル使用申込書に記入した使用者以外の方に、自転車を使用させてはいけません。

- 2 お客様は、貸出期間中、次に定める禁止行為を行ってはいけません。
 - (1) 無謀な運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為。
 - (2) 危険箇所、不適當な場所または方法での使用。
 - (3) 歩行者等の通行障害となるような行為。
 - (4) 貸出商品の構造・装置等の改造および変更。
 - (5) ヘルメット無着用での走行。
 - (6) その他、法令諸規則に反する行為。

(不可抗力事由による途中終了)

第 17 条 貸出期間中、天災その他の店舗およびお客様のいずれの責にも帰さない不可抗力の事由により、自転車が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、お客様はその旨を店舗に速やかに連絡するものとし、貸出料金が返還されないことを予め承諾します。

(信義則)

第 18 条 本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載していない事項が生じた際は、お客様および店舗は、誠意を持って協議し、解決に努めるものとします。

(合意管轄裁判所)

第 19 条 本規約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、店舗を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

※利用規約の内容は事前に告知することなく変更されることがあります。変更した規約は Web サイト上に表示した時点より、効力を生じるものとします。